

食費・居住費（光熱水費）のご負担について

厚生労働省の指導により、65 歳以上の方で、地域包括ケア病棟（5 階東）・療養病棟（4 階西、5 階西、6 階西）・回復期リハ病棟（3 階東）に入院する方は、食費の負担額が変わるとともに、居住費（光熱水費）の負担が追加されます。

なお、一般病棟（4 階東）・特殊疾患病棟（6 階東）に入院する方等については、居住費のご負担はありません。

区 分	一般病棟・ 特殊疾患病棟、 地域包括ケア病棟・ 療養病棟・回復期リ ハ病棟（64歳以下） の方	65歳以上で、 療養病棟で医療の必要 性の高い方（医療区分 Ⅱ・Ⅲ）、回復期リハ病 棟（算定期限内）の方	65歳以上で、 療養病棟で医療の必要 性の低い方（医療区分 Ⅰ）、地域包括ケア病棟、 回復期リハ病棟（算定対 象外）の方
① 一般の方	1食につき 510円	（食 費）★ 1食につき 510円	（食 費）★ 1食につき 510円
	★（指定難病 300円）	（居住費） 1日につき 370円	（居住費） 1日につき 370円
② 市町村民税 非課税の世 帯に属する 方等（③、④ 以外の方）	1食につき 240円	（食 費）＊ 1食につき 240円	（食 費） 1食につき 240円
	＊（過去1年間の入 院日数が90日超の 場合 190円）	（居住費） 1日につき 370円	（居住費） 1日につき 370円
③ ②のうち、所 得が一定の 基準に満た ない方等（④ 以外の方）	1食につき 110円	（食 費） 1食につき 110円	（食 費） 1食につき 140円
④ ②のうち、老 齢福祉年金 を受給して いる方		（居住費） 1日につき 370円	（居住費） 1日につき 370円
		（食 費） 1食につき 110円	（食 費） 1食につき 110円
		（居住費） 1日につき 0円	（居住費） 1日につき 0円

上記の②から④までに該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」を、保険証等に添えて 2 階入院手続・会計室に提出することにより、減額が受けられます。

なお、マイナンバーカードの健康保険証を利用し、「限度額情報を提供します」に同意いただいた場合、「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の提出は不要です。

詳細については、2 階入院手続・会計室にお問い合わせください。